

69年4.28
破防法裁判

123論告求刑裁判破防法!

治日維持法の再来、破防法防止法なるの再保障、中絶根大反動の中絶たるもの(の攻撃)に對し、破防法粉砕の大国民運動をすすめて、七、三三論告求刑を許す、

破防法は治日維持法の再来だ!

全愛連大反動に日帝のマジマ侵略に對するただか
いを爆発させた七の年闘争、破防法は、この六九年
四、二八沖繩闘争と二一、二〇一、二一月沖繩「反憲
法」規定批准阻止闘争に對し発動された。(四、二八被
害は本多正重、若井國吉、藤原康久、東京地区反戦
世話人、青木忠、全愛連書記長ら。七一年被告は松尾
真、全愛連書記長ら、有罪は「これも当然」)

思想、信条を教く破防法

そもそも破防法は、一九五二年朝鮮戦争の只中、
全国民的反対運動を必しにして、強行制定された法
律だ。「公共の安全」の名の下に、「暴力主義的破
壊活動」の恐れをも、「せん動」を「論議」しま
した出版、集會の禁止、団体解散が行なわれること
も、「公共の安全」については裁判で檢察は「國家統
治の基本組織、基本的政治方針、すなわち國家社会
の基本秩序」(答申)つまり、「國家社会の基本秩
序を乱す」と見なされた者以外の思想、信条のゆえ
に罰せられることなのだ。

戦前「団体の変革」をしようとする思想を攻撃
の對象とした治日維持法は、やはり出版、集會、結
社を禁ずる。

破防法の条文はこうなっている

法律的目的

「この法律は、団体の活動として暴力主義的
破壊活動を行った団体に對する必要な規制措
置を定めるとともに、暴力主義的破壊活動に
關する刑罰規定を補整し、もつて、公共の安
全の確保に寄与することを目的とする。」(第
一条)

「せん動」の定義

「この法律で「せん動」とは、特定の行為を
実行させる目的をもつて、文書若しくは図画
又は言動により、人に対し、その行為を実行
する決意を生ぜしめ又は既に生じている決意
を助長させるような勢のある刺激を与えるこ
とをいう。」(第四条第二項)

団体の活動の制限

「団体の活動として暴力主義的破壊活動を行
った団体に對して、当該団体が継続又は反復
して将来さらに団体の活動を行う明らかなお
それがあることを認めるに足りる十分な理由があ
るときに、六月を超えない期間及び地域
を定めて」①集團示威運動、集團行進、公開

社会禁止

最高死刑の

罰則を規定

したものを

た、それ

は、共產党

の弾圧から

始ま、く反

戦、自由、

民主主義を

求める全この思想、言論を許し、暗黒の侵略戦争体

制を、つた。

破防法はこの治日維持法と全く同じものだ。こ

「団体の変革」より、もう一つ、もう一つ、暴力主義

的破壊活動を取り締り対象とする治日維持法

以上の憲法とすりやわけてくる。

言論を罰する「せん動罪」

「二つの破防法裁判では被告らが集會を行な、た者
議が「せん動罪」を適用された。

「た」演説が刑罰を課せられたのか? 刑法では実行
行為がなければ犯罪

にはならない(一)あた

り前だ(二)。どこ

か「せん動罪」は言

論そのものを攻撃の

対象としている。時

うかに思想、表現の

自由の圧殺、言論、

出版、集會の自由の

つた(一)

「政治上的主義若しくは施策を推進し、支持
し、又はこれに反対する目的をもつて、左の
各号の罪の予備、陰謀若しくは教唆をなし、
又はこれらの罪を実行させる目的をもつてす
るその罪のせん動をなした者は」刑罰に処す
る。現任建造物放火、激発物破壊、汽車の転
覆、殺人、強盗などが「五年以下」(第三九
条)、暴行、往來危険、公務執行妨害などが「三
年以下」となっている。(第四〇条)



